

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路 太間排水機場 主ポンプ設備エンジン補修工事

1. 随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の主ポンプ設備のエンジンについて補修工事を行い、エンジン設備寿命の延命化を図るものである。当該設備は、本機場向け特注製作の機器であるため、その運転性能を保証し、不具合発見時には早急な対応が出来、本設備の設計・製作技術に関する知見と高度な診断・業務実施能力が必要である。

以上のことから本設備の製作会社であるダイハツディーゼル株式会社が本工事を履行できる唯一の者であるため、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。